

## 令和6年度福島県立高等学校入学者選抜 後期選抜募集要項

福島県立勿来工業高等学校  
〒974-8261  
福島県いわき市植田町堂ノ作10番地  
電話(0246)63-5135(代表)

### 1 出願

#### 1 募集定員

別に公告した募集定員から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

なお、前期選抜で定員を充足した場合、後期選抜は実施しない。

#### 2 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)
- (2) 令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に記された中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

#### 3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

#### 4 併願の取扱い

本校の募集を行う学科間に限り第二志望までの併願を認める。

#### 5 出願期間

出願期間は令和6年3月15日(金)から3月18日(月)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、434円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和6年3月18日(月)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

#### 6 出願に必要な書類

##### (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

- ① 入学願書(県教育委員会作成 様式統一2号の1)
- ② 調査書(様式共通1号)  
ただし、年齢20歳以上の者については、本校に問い合わせること。
- ③ 受験票用紙(県教育委員会作成 様式統一2号の2に、受験番号欄の学科名、在学(出身)学校名、志願者氏名を記入したもの)
- ④ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会作成 様式統一2号の3に、在学(出身)学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（県教育委員会作成 様式統一2号の1）
- ② 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）  
ただし、健康診断書の提出が免除となる場合もあるので、志願者は令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（14ページ）を参照のこと。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会作成 様式統一2号の2に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会作成 様式統一2号の3に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（様式共通4号の2）を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」（県教育委員会作成 様式統一1号の3又は統一3号の3）を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。自己申告書受領書（様式共通3号）を交付するので、郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 提出期間は、令和6年3月15日（金）から3月21日（木）までとする。  
郵送の場合には、3月21日（木）必着とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

8 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定による。

(2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記「6 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（様式共通2号）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類  
市町村長が発行する「住民票の写し」  
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

## 9 出願先変更

志願者は、令和6年3月19日（火）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 本校内で出願学科を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に後期選抜出願先変更願（様式後期2号の1）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（様式後期2号の2）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、志願者が先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。  
③ ②により変更先の学校から連絡を受けた高等学校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。  
④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿（様式後期3号）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。  
⑤ 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 2 調査書

令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に記されたとおり。

## 3 入学者選抜

### 1 選抜方法

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して後期選抜合格者を決定する。自己申告書は志願者を理解するための補助資料とする。また、障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。

#### (1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等は総合的に評価し、点数化する。

#### (2) 面接

個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、数学、英語）を含む。面接については、段階評価する。

#### (3) 作文

与えられたテーマについて、400字以内に自分の体験・希望・考え等をまとめる。  
作文については、段階評価する。なお、作文題（テーマ）については、当日提示する。

### 2 面接、作文の日時・会場・持参物

#### (1) 日 時 令和6年3月22日（金）

午前 8時20分	～	午前 8時40分	受 付（受付場所は本校舎昇降口）
午前 8時40分			集 合（本校受験会場）
午前 9時00分	～	午前 9時40分	作 文
午前 9時40分	～	午前10時00分	休 憩
午前10時00分	～		面 接（個人面接）

#### (2) 会 場 本校

#### (3) 持参物 受験票、上ばき、筆記用具

※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

### 3 合格者発表

- (1) 令和6年3月25日（月）午後3時以降に、本校で発表する。  
 (2) 合格者には、合格通知書（様式共通5号）を交付し、その他入学についての諸印刷物を配付するので、受験票を持参の上、午後4時までに来校し、受け取ること。  
 (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。  
 (4) 可否に関する電話等の照会には一切応じない。

4 その他

- (1) 障がい等のある志願者に対する配慮については、令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（18ページ）のとおりとする。
- (2) 入学検定料の免除  
激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合の入学検定料の免除については、令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（18ページ）を参照のこと。
- (3) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通8号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。